

防府市環境保全推進委員会設置要綱

平成23年5月10日制定

(目的)

第1条 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と良好で快適な環境を将来の世代に継承することを目指し、環境問題に配慮した市政運営の実現のため、防府市環境保全推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境の保全に資する施策の総合的、計画的推進に関すること。
- (2) 環境の保全に影響を与える施策の連絡調整に関すること。
- (3) 市による率先的な環境保全行動の推進に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、生活環境部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、委員会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 前項の会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員でないものを会議に出席させることができる。

(作業部会)

第6条 会長は、必要に応じて委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、会長の命を受け委員会の事務を処理する。

- 3 作業部会は、作業部会長、副作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
- 4 作業部会長及び副作業部会長は、会長が指名する。
- 5 作業部会員は、委員が推薦した者をもって充てる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、生活環境部環境政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

総務部長、総合政策部長、文化スポーツ観光交流部長、福祉部長、保健こども部長、産業振興部長、土木都市建設部長、会計管理者、議会事務局長、消防長、教育部長、上下水道局長